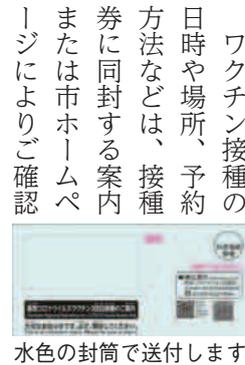


新型コロナワクチンの3回目接種（追加接種）がはじまります

接種券発送や予約に関すること／市コールセンター（土・日曜日、祝日含む8時30分～20時） ☎(0120)022-894
 その他のお問い合わせ／新型コロナウイルス対策室 ☎(082)420-0935

18歳以上の市民を対象に、新型コロナワクチンの3回目接種を行います。接種可能となる時期及び接種券の発送時期がそれぞれ異なりますので、下表をご確認ください。

ワクチン接種の日時や場所、予約方法などは、接種券に同封する案内または市ホームページによりご確認ください。



■主なQ&A

Q. 3回目接種のワクチンの種類は何か。

A. 個別接種はファイザー社製、集団接種はモデルナ社製及びファイザー社製です。

Q. 3回目接種が可能な時期が来たのに接種券が届かない。

A. 市コールセンターにお問い合わせください。

Q. 1・2回目の接種を希望する場合はどうすればよいか。

A. 接種券をご用意の上、市コールセンターで予約してください。（ウェブ予約不可）原則、集団接種会場での接種となります。

Q. 5〜11歳のワクチン接種はどうなるのか。

A. 国の方針が決定した後、速やかにお知らせします。

接種券の発送時期及び接種可能時期

対象者	2回目の接種時期	接種券発送時期	3回目接種が可能となる時期
高齢者	令和3年6月	1月中旬ごろ	2回目接種から7カ月後（2月以降）
	令和3年7月	1月下旬ごろ	
	令和3年8月以降	2月上旬以降	
その他の人	令和3年7月以降	2回目の接種から8カ月が経過する前に順次発送	2回目接種から8カ月後

○新型コロナワクチンに関する厚労省ホームページ

○新型コロナウイルスに関する市ホームページ

○新型コロナウイルスに関する市ホームページ



災害時の避難に、手助けが必要な人へ

地域包括ケア推進課 ☎(082)420-0984 障害福祉課 ☎(082)420-0180 介護保険課 ☎(082)420-0937

対象者	問い合わせ先
75歳以上の一人暮らしの人	地域包括ケア推進課
介護保険の要介護4以上の人	介護保険課
身体障害者手帳1～2級、療育手帳④またはA、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人	障害福祉課

※その他、避難支援が必要と判断される人も対象です。

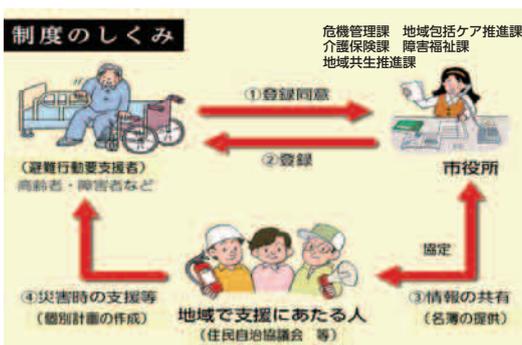
締3月18日(金)

なお、避難支援を希望した場合は、居住地域内で支援を行う関係者へ情報を提供します。

市では、東広島市避難行動要支援者避難支援プランに規定する避難行動要支援者の人を対象に、災害時の避難支援の希望調査を行います。2月中旬に希望調査書を送付しますので、届いた人は必ず同封の返信用封筒で、希望の有無を返信してください。

地 震・台風・豪雨などの災害に見舞われたとき、特に被害を受けやすいのが高齢者や障害者など自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）です。

※災害時の避難支援はできる範囲での活動をお願いするもので、義務や責任を伴うものではありません。



【災害に備えて】 自らの身は自ら（家族や同居者を含む）が守る「自助」の心構えが必要です。普段から家族で災害時の対応について話し合ったり、食料や飲料水の備蓄、非常時持ち出しバックの準備をしたりしておきましょう。

また、災害時の避難支援は、普段からの地域の助け合いである「共助」の延長により行われるものです。日頃から地域のひととのコミュニケーションを図りましょう。

令和4年度会計年度任用職員などを募集します



職務内容や手当など、詳細な募集要項は市ホームページでご確認ください。

※申込書類を持参により提出する場合は、開庁時間(8時30分～17時15分)のみ受け付けます。

	職名	勤務地	専門資格・知識など	報酬		勤務時間など	申込期限(必着)	問い合わせ先		
事務	一般事務員	市役所	不要	月額	139,235円	週28時間45分(週5日)	2月4日(金)17時	職員課	☎(082) 420-0909	
	地域センター事務職員	各地域センター	不要	月額	139,235円	週28時間45分(週5日)	2月8日(火)17時	地域づくり推進課	☎(082) 420-0924	
	鉄道業務員	JR 安芸津駅	不要	日額	7,597円	1日7時間45分(週3～4日)	2月14日(月)17時	安芸津支所 地域振興課	☎(0846) 45-1102	
	戸籍等事務員	市役所	不要	月額	139,235円	週28時間45分(週5日)	2月4日(金)	市民課	☎(082) 420-0915	
	マイナンバーカード事務員	市役所	不要	月額	139,235円	週28時間45分(週5日)	2月4日(金)			
教育	中学校講師	各公立中学校	要	月額	144,203円	週28時間45分(週5日)	2月10日(木)	学事課	☎(082) 420-0975	
	小学校養護講師	各公立小学校	要	月額	194,361円	週38時間45分(週5日)				
	看護師	各公立小学校	要	月額	194,361円	週38時間45分(週5日)				
	看護師(代替)	各公立小学校	要	時給	1,193円	1日7時間45分 (年休などの代替)				
	教科等指導支援員	各公立小・中学校	要	月額	145,456円	週29時間(週5日)				
	学校教育支援員	各公立小・中学校	不要	月額	127,881円	週29時間(週5日)		指導課	☎(082) 420-0976	
	教育補助員	各公立小・中学校	不要	お問い合わせください		週35時間(週5日) (夏季休業中は登校日等のみ)				
	部活動指導員	各公立中学校	要	時給	1,193円	平日2時間 週末3時間 (週5日以内)				
	学校司書	各公立小・中学校	要	時給	1,049円	年860時間(1日4時間)				
	教育相談員	児童青少年センター	要	日額	6,567円	週5時間30分(週1日)				
	心のサポーター	各公立小・中学校	要	時給	1,159円	1日4時間程度(週2～3日勤務)		2月22日(火)	北部学校 給食センター	☎(082) 430-1112
	コミュニティ・スクール推進員	各公立小・中学校	不要	月額	118,372円	週28時間45分(週5日)				
	フレンドスペース指導員	西条フレンドスペース	要	月額	90,283円	週18時間(週3日)				
	給食調理員	東広島北部学校給食センター	不要	月額	159,547円	週38時間45分(週5日)				
	給食調理員(代替)	東広島北部学校給食センター	不要	時給	979円	週20時間未満				
給食配膳員(代替)	受配校	不要	時給	979円	週20時間未満	2月22日(火)	安芸津学校 給食センター	☎(0846) 45-4287		
給食配膳員(代替)	受配校	不要	時給	979円	週20時間未満					
給食配膳員(代替)	受配校	不要	時給	979円	週20時間未満					
子育て	地域子育て支援センター支援員(代替)	豊栄子育て支援センター すまいる・河内西子育て支援センターすくすく	要	時給	1,019円	年20日程度	2月25日(金)17時	こども家庭課	☎(082) 420-0407	
	児童青少年センター児童厚生員	児童青少年センター	要	月額	83,541円	週17時間15分(週3日)	2月9日(水)17時	青少年育成課	☎(082) 420-0929	
	安芸津児童館児童厚生員	安芸津児童館	要	時給	1,152円	月～土曜日の9時～17時の間で要請がある時間	2月25日(金)			
福祉	中国残留邦人等支援・相談員	市役所	要	時給	1,193円	1日7時間(奇数週の火曜日)	2月18日(金)	地域共生推進課	☎(082) 420-0932	
	家庭支援員	市役所	要	日額	9,254円	週23時間15分(週3日)				
	地域共生相談員	市役所	要	月額	153,755円	週28時間45分(週4日)	2月14日(月)17時			
	精神保健相談員	市役所	要	日額	9,580円	1日7時間45分(週2日)	2月18日(金)	医療保健課	☎(082) 420-0936	
	保健事業等保健師	市役所	要	月額	153,755円	週28時間45分(週5日)				
	地域リハビリテーション活動支援員	市役所	要	月額	153,755円	週28時間45分(週5日)				
	高齢者地域生活相談員	市役所	要	月額	153,755円	週28時間45分(週5日)	2月10日(木)	地域包括ケア推進課	☎(082) 420-0984	
	介護保険認定事務員	市役所	要	月額	140,446円	週29時間(週4日)	2月18日(金)	介護保険課	☎(082) 420-0937	
	国民健康保険事業等保健師・看護師	市役所	要	月額	144,203円など	週28時間45分(週5日)	2月15日(火)	国保年金課	☎(082) 420-0933	
土木・建設	技師	市役所	要	月額	153,755円	週28時間45分(週5日)	2月4日(金)17時	職員課	☎(082) 420-0909	
	地域農業推進指導員	園芸センター(志和町)	要	月額	141,220円	週29時間(週4日)	2月18日(金)	園芸センター	☎(082) 433-4411	
その他	収納指導員	市役所	要	月額	80,480円	1日7時間45分(週2日)	2月25日(金)	収納課	☎(082) 420-0912	
	市史編さん調査員	市役所	要	月額	144,203円	1日5時間45分(週5日)	2月10日(木)17時	文化課	☎(082) 420-0977	
	文化財作業員	市内	不要	時給	979円	週19時間以内(月10日程度)	2月14日(月)17時	出土文化財管理センター	☎(082) 420-7890	

市県民税申告・所得税の確定申告は、自宅で

☎市県民税／市民税課 (082) 420-0910 所得税／西条税務署 個人課税第一部門 ☎(082) 422-2459(直通)

申告書の提出は原則郵送で

多くの人が申告相談会場に集まることで、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなります。皆さんの安全のため、会場への来場を控え、郵送で申告書を提出してください。

申告書送付時期／2月上旬予定

令和3年度の市県民税申告をし、令和4年度の申告が必要と思われる人

※申告書は市ホームページからダウンロードできます。

※早めに申告書を作成したい場合や市ホームページからダウンロードできない場合は、市民税課にご連絡ください。

提出方法／申告書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送

※記入方法は、申告書送付の際に同封する書き方チラシを参考にしてください。

申告内容に不明な点がある場合は、確認のために連絡しますので、必ず電話番号を記載してください。

申告相談会の感染症対策にご協力ください

感染症対策として相談会場の「密集」を回避するため、市役所と税務署が開催する相談会場に入

場できる人数を制限します。

また、37・5度以上の発熱や風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から適切でないと判断したときには、入場をお断りします。そのほか、

- ・少人数での来場
- ・マスクの着用や検温、アルコール消毒など

にご協力ください。状況により時間をずらして再来場をお願いすることがあります。

市県民税の申告会場・日程

受付時間／いずれも9時30分～15時30分

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止する可能性があります。

※駐車場や周辺道路は、例年以上に混み合うことが予想されます。会場の混雑状況により、受付終了時間を繰り上げる場合があります。

※申告会場の受付状況は、市ホームページで確認できます。



市ホームページで検索

市県民税申告
受付状況

日	地域	場所	日	地域	場所
2月16日(水)	西条	市民文化センター アザレアホール	3月3日(木)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
2月17日(木)	西条	市民文化センター アザレアホール	3月4日(金)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター
2月18日(金)	福富	湖畔の里福富多目的ホール	3月7日(月)	河内	入野地域センター
2月21日(月)	高屋	高屋西地域センター	3月8日(火)	豊栄	豊栄生涯学習センター
2月22日(火)	高屋	高屋西地域センター	3月9日(水)	高屋	造賀地域センター
2月24日(木)	八本松	八本松地域センター	3月10日(木)	安芸津	安芸津生涯学習センター
2月25日(金)	八本松	八本松地域センター	3月11日(金)	安芸津	安芸津生涯学習センター
2月28日(月)	西条	市民文化センター アザレアホール	3月14日(月)	西条	市民文化センター アザレアホール
3月1日(火)	志和	志和堀地域センター	3月15日(火)	河内	河内保健福祉センター
3月2日(水)	黒瀬	黒瀬生涯学習センター			

※円滑な申告受付と待ち時間短縮のため、医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある人は「決算書・収支内訳書」を事前に作成して、持参してください。

所得税の確定申告書の提出はe-Taxまたは郵送で

感染症対策のため、自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送などで提出可能です。

所得税の申告会場について

☎2月1日(火)～3月15日(火)
受付／8時30分～16時
相談／9時～17時
(土・日曜日、祝日を除く)

☎西条税務署

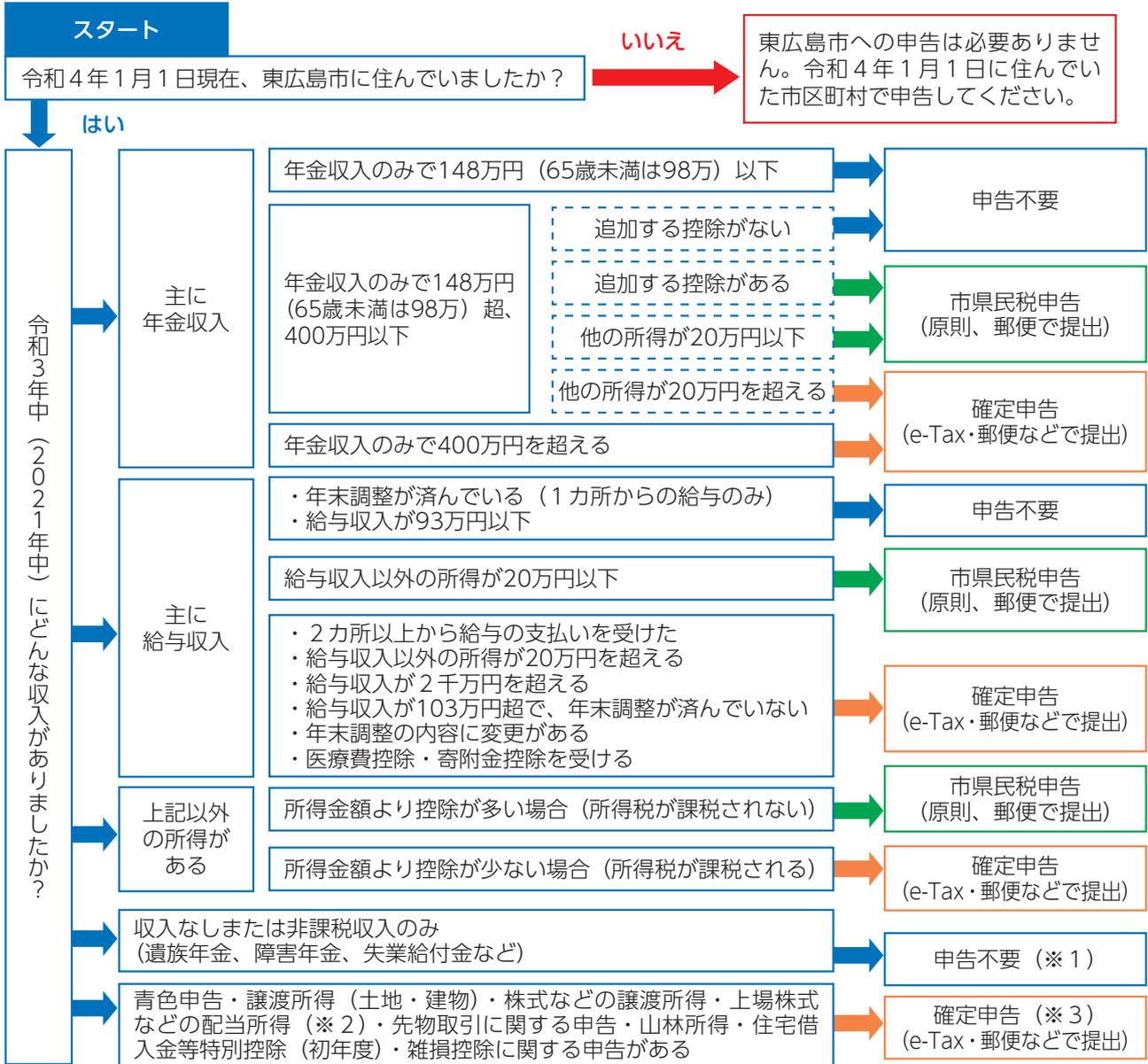
確定申告会場へ来場する場合は、混雑緩和のため、入場時間枠が指定された入場整理券が必要です。この入場整理券は会場入口で当日配付しますが、オンラインで事前発行可能です。配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。か、西条税務署個人課税第一部門にお問い合わせください。

申告に必要な書類など			
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードや通知カードなど)	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かる証明書
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など)	<input type="checkbox"/>	保険料(生命保険、個人年金、介護医療、地震)の控除証明書
<input type="checkbox"/>	給与・報酬・年金・恩給などの源泉徴収票(原本)	<input type="checkbox"/>	寄附金控除を受ける人は支払金額が分かる証明書
<input type="checkbox"/>	営業・農業・不動産所得のある人は収支内訳書	<input type="checkbox"/>	勤労学生控除を受ける人は学生証の写し
<input type="checkbox"/>	個人年金、保険の満期(解約)一時金を受け取った人は支払金額と経費が分かる支払証明書	<input type="checkbox"/>	障害者控除を受ける人は障害者手帳などの写し
<input type="checkbox"/>	医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書	<input type="checkbox"/>	本人の通帳で口座がわかるもの (所得税が還付される人のみ)

申告フローチャート ～申告が必要か迷ったときは～

- ・簡易に判断するためのフローチャートです。不明な場合はお問い合わせください。
- ・納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果にかかわらず確定申告が必要です。
- ・年齢は令和4年1月1日現在です。
- ・市県民税申告は郵送で、確定申告はe-Taxまたは郵送での提出をお願いします。



※1 所得証明書を必要とする人や国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人は申告が必要です。
 ※2 所得税と市県民税が源泉徴収されている場合は、申告義務がありません。
 ※3 税務署でのみ受け付けます。

退職後の健康保険加入手続き

☎国保年金課 ☎(082)420-0933

	①東広島市国民健康保険(国保)に加入	②前勤務先の健康保険に引き続き加入(任意継続) ※加入期間は2年間	③家族の健康保険の被扶養者になる
加入要件	・他の健康保険に加入していないこと。 ・東広島市に住民票があること。(修学のため東広島市から転出している人が世帯にいる場合はお問い合わせください。)	退職日までに2カ月以上(共済組合は1年以上)継続して被保険者であったこと。 ※退職日の翌日(共済組合は退職日)から20日以内に加入手続きが必要	健康保険によって異なります。 ※失業給付金、障害年金、および遺族年金など非課税の収入も含め年間130万円未満(60歳以上の人または障害者は180万円未満)であることなど
保険料(税)	加入者全員の前年の所得と加入者数をもとに国民健康保険税(国保税)を算定します。	在職中と異なり、全額自己負担になります。給料から天引きされていた保険料の約2倍です(上限あり)。 ※被扶養者の健康保険料は発生しません。	被扶養者になっても、加入している人(被保険者)の保険料は増加しません。
医療費の負担割合	義務教育就学前 義務教育就学後70歳未満 70歳以上75歳未満	2割 3割 2割 (現役並み所得者は3割)	
加入手続き・問い合わせ先	国保年金課または各支所・出張所	以前の保険証の発行元(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)	家族の勤務先

※東広島市国民健康保険税(国保税)額の計算方法や国保に関する手続きについては、東広島市ホームページをご覧ください。

会 社などを退職し、健康保険の資格が無くなった人として

の被扶養者だった人は、必ず①から③のいずれかの手続きにより健康保険に加入する必要があります。※退職後すぐに再就職し退職日の翌日から健康保険に加入する場合を除く。

①国民健康保険への加入
国保年金課または各支所・出張所で手続きしてください。

持健康保険資格喪失(脱退)証明書(被扶養者がいた場合は被扶養者についても証明されているもの。前の勤務先の様式または市ホームページからもダウンロード可)。

脱退手続きについて

①から③のいずれの場合でも、就職などにより別の健康保険に加入したときは、それまでに加入していた(国民)健康保険の脱退手続きが必要です。

非自発的に失業した場合の国保税等の軽減

退職時に65歳未満の人で、解雇や倒産などの非自発的理由で失業した人は、国保税等が軽減される場合があります。国保年金課または各支所・出張所で申請してください。

☑前年の給与所得を10分の30として国保税と高額療養費の自己負担限度額を算定

☑雇用保険受給資格者証に記載の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである人

☑雇用保険受給資格者証(離職票では受付できません)

○軽減の期間
国保税/加入月々翌年度の3月末
高額療養費の自己負担限度額/加入月々翌々年度の7月末

☑家族の勤務先

①や②に加入した後でも、家族の健康保険の被扶養者認定基準を満たすようになれば選択することができます。

③家族の健康保険の被扶養者になる

☑以前の保険証の発行元(全国健康保険協会、健康保険組合など)
加入後2年が経過または納期限内に保険料を納めなかった場合は失効します。その後は①または③の手続きが必要です。

②前勤務先の健康保険に引き続き加入(任意継続)

加入後2年が経過または納期限内に保険料を納めなかった場合は失効します。その後は①または③の手続きが必要です。

翌日(健康保険が失効した日)にさかのぼって国保税がかかります。手続きはお早めにお願ひします。

届出が遅れても、退職した日の翌日(健康保険が失効した日)にさかのぼって国保税がかかります。手続きはお早めにお願ひします。

図書館の利用方法が変わります

生涯学習課 ☎(082)420-0979 中央図書館 ☎(082)422-9449

2 月以降随時市立図書館の利用方法を変更します。

将来的なデジタル化社会の到来を見据え、市立図書館でもデジタル化を推進します。

貸出・返却のセルフサービス

利用者の利用情報（プライバシー）の保護や利用時間の短縮等、市立図書館をより快適にご利用いただくために、セルフ貸出機・セルフ返却機を導入します。

2月15日(火)から、利用者自身で圖書の貸出・返却ができるようになります。

導入する図書館／中央図書館、サンスクエア児童青少年図書館、

黒瀬図書館

運用開始日／2月15日(火)

セルフ貸出機の使い方



セルフ貸出機イメージ

※貸出カウンターへ設置予定です。



①図書館利用カード(バーコード)を機器に読み込ませます

②機器に借りたい資料を置き、冊数を入力します

③貸出画面で間違いがないかを確認し、貸出ボタンを押すと処理が完了します

セルフ返却機の使い方

セルフ返却機の返却口へ資料を投入するだけで返却処理が完了します。

※視聴覚資料と相互貸借資料はセルフ貸出・返却ができませんので、従来の貸出・返却カウンターをご利用ください。

※再貸出については、従来どおり図書館ホームページや館内検索機で申請いただくか、窓口までお持ちください。

※詳細は、図書館ホームページをご確認いただくか、図書館スタッフまでお尋ねください。

貸出点数、予約点数の変更

図書と雑誌の貸出点数と予約点数を変更します。

○貸出点数の変更

運用開始日／2月15日(火)

種類	変更後	変更前
図書・雑誌	全館合計で各館10冊まで	各館5冊まで
視聴覚資料	3点まで	
移動図書館	10点まで	

○予約に関する変更
運用開始日／4月2日(土)

内容	変更後	変更前
予約方法	窓口・館内検索機・インターネット	インターネット
点数制限	図書・雑誌は10冊、視聴覚資料は3点	図書・雑誌は5冊、視聴覚資料は3点
取置期間	8日間	14日間
対象	受取館在庫も含む	受取館在庫を除く

※4月1日(金)までに準備ができたものは、現在の運用となります。

※詳細はお問い合わせください。

☎中央図書館

中央図書館のリニューアル

○乳幼児ルームの新設

乳幼児と一緒に利用しやすい施設とするために、絵本を常設し、授乳室を併設した乳幼児ルームを新設します。

☎2月中旬

☎中央図書館1階（現在のおはなしの部屋）

☎0～3歳の乳幼児

○ヤングアダルトコーナー新設

☎3月下旬

中学生、高校生向けの本を紹介するコーナーを新設します。